

第5次狭山市総合計画

# 資料

第4次狭山市総合計画後期基本計画の達成状況

第5次狭山市総合計画策定の流れ

1. 策定体制

2. 策定経緯

第5次狭山市総合計画基本構想及び前期基本計画についての諮問と答申

財政予測

用語解説

## 第4次狭山市総合計画後期基本計画の達成状況

### 「施策の成果目標」の達成状況

第4次狭山市総合計画後期基本計画では、施策の進捗状況や成果を測るものさしとして「施策の成果目標」を設定し、令和7(2025)年度末時点での目標の達成見込みを次のように「達成」、「概ね達成」、「未達成」の3段階で評価しました。

達成：達成率が100%以上のもの。

概ね達成：目標には達しないものの、達成率が80%以上100%未満の段階にあるもの。

未達成：達成率が80%未満の段階にあるもの。

さらに、「施策の成果目標」の評価結果に基づき、施策の達成状況を次のように3段階で評価しました。

#### 「施策の成果目標」が1つの施策

A：成果目標を「達成」している施策

B：成果目標を「概ね達成」している施策

C：成果目標が「未達成」の施策

#### 「施策の成果目標」が2つ以上の施策

A：未達成の成果目標がない施策

B：未達成の成果目標が1つの施策

C：未達成の成果目標が2つ以上の施策

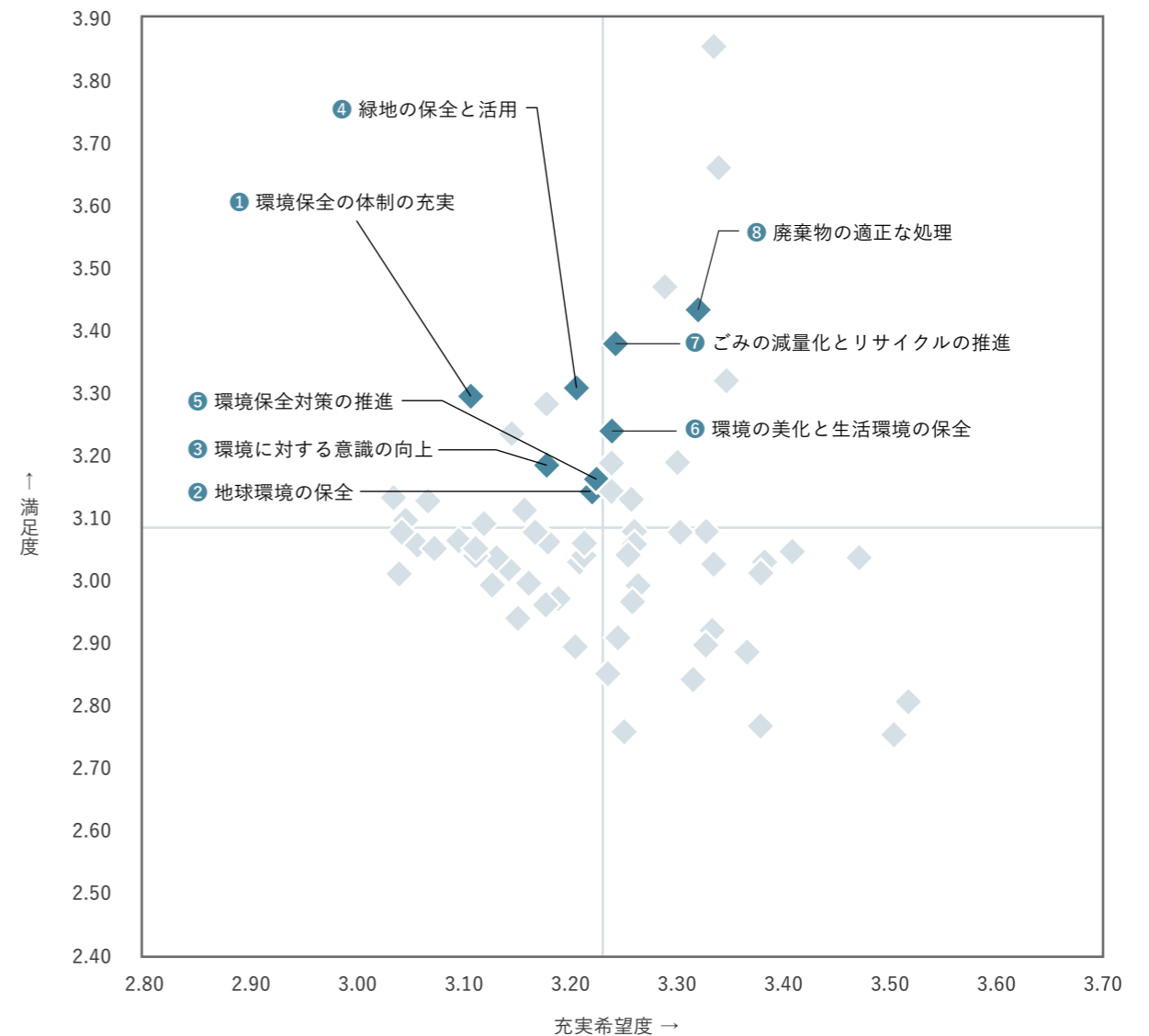
### 施策ごとの市民の満足度・充実希望度

第5次狭山市総合計画前期基本計画の策定にあたり、市内在住の18歳以上の男女3,000人を対象に市民意識調査を実施し、施策ごとの「満足度」と「充実希望度」を次のように点数化して平均値により評価しました。

満足・力を入れるべき	5点
やや満足・やや力を入れるべき	4点
どちらともいえない	3点
やや不満・それほど力を入れなくてもよい	2点
不満・力を入れなくてもよい	1点

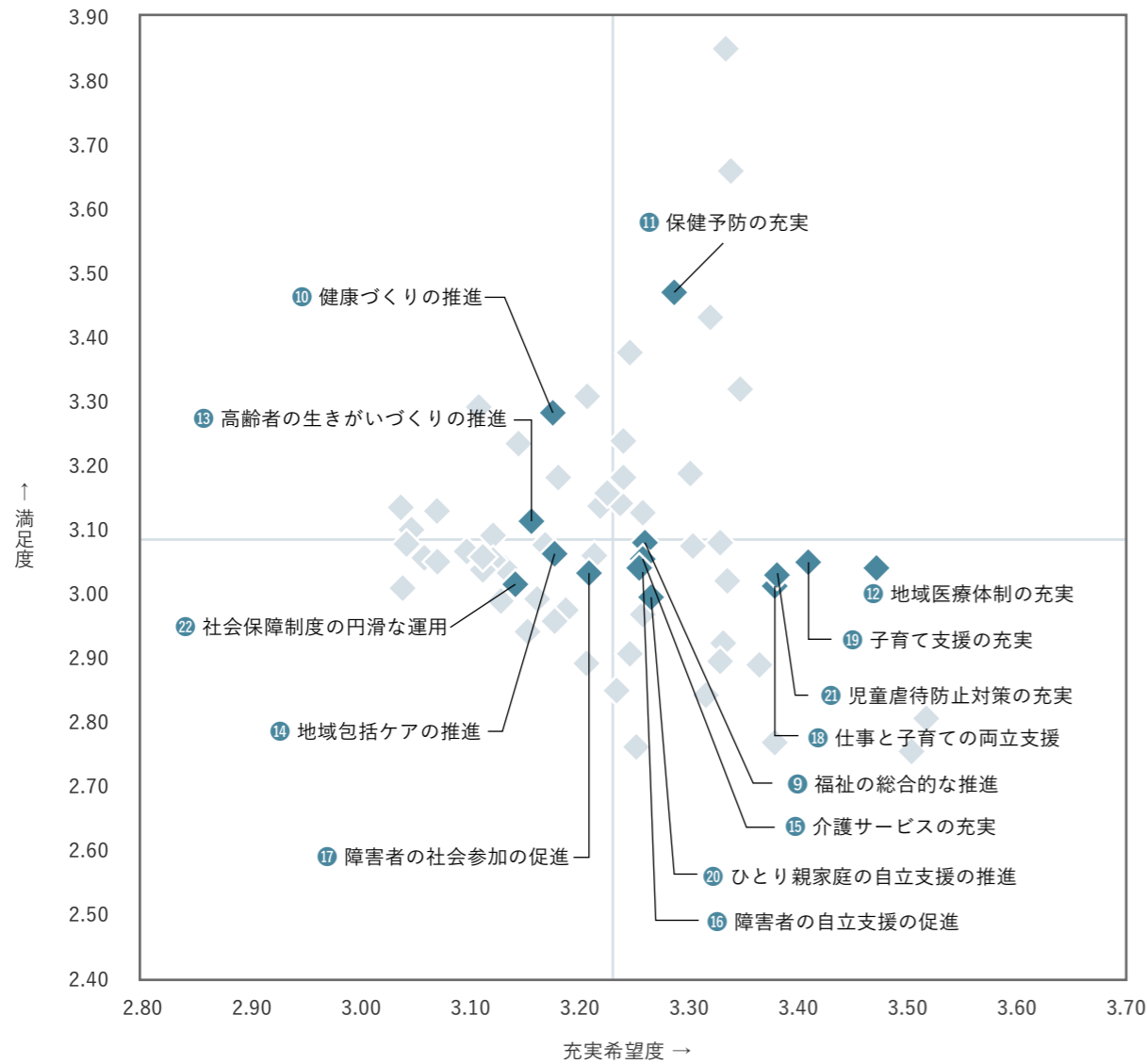
## 第1章 環境共生

章	章名	節番号	節名	項目	施策		市民意識調査	
					番号	成果目標の達成状況	充実希望度	満足度
1	環境共生	1	環境保全の総合的な推進	環境保全の体制の充実	①	A	3.11	3.29
				地球環境の保全	②	B	3.22	3.14
				環境に対する意識の向上	③	B	3.18	3.18
		2	緑地保全の推進	緑地の保全と活用	④	B	3.21	3.31
				環境保全対策の推進	⑤	C	3.23	3.16
		3	快適な生活環境の確保	環境の美化と生活環境の保全	⑥	A	3.24	3.24
				ごみの減量化とリサイクルの推進	⑦	B	3.25	3.38
		4	循環型社会の形成	廃棄物の適正な処理	⑧	C	3.32	3.43



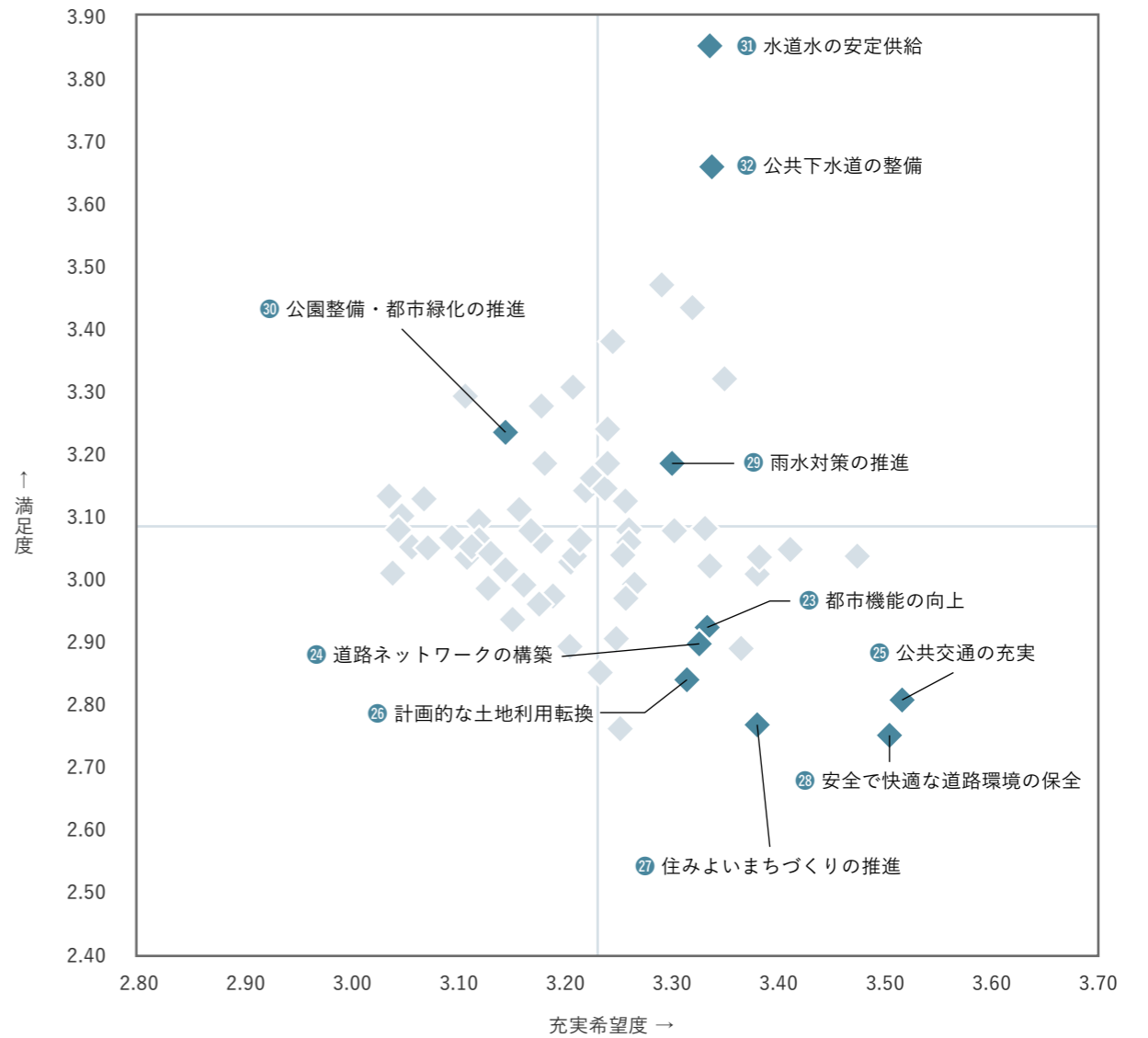
## 第2章 健康福祉

章	章名	節番号	節名	項目	施策		市民意識調査	
					番号	成果目標の達成状況	充実希望度	満足度
2	健康福祉	1	福祉の総合的な推進	福祉の総合的な推進	9	C	3.26	3.08
		2	健康づくりの推進と保健・医療の充実	健康づくりの推進	10	C	3.18	3.28
				保健予防の充実	11	C	3.29	3.47
				地域医療体制の充実	12	A	3.47	3.04
		3	高齢者福祉の充実	高齢者の生きがいづくりの推進	13	C	3.16	3.11
				地域包括ケアの推進	14	C	3.18	3.06
				介護サービスの充実	15	A	3.26	3.06
		4	障害者福祉の充実	障害者の自立支援の促進	16	B	3.26	3.04
				障害者の社会参加の促進	17	C	3.21	3.03
		5	児童福祉の充実	仕事と子育ての両立支援	18	C	3.38	3.01
				子育て支援の充実	19	B	3.41	3.05
				ひとり親家庭の自立支援の推進	20	A	3.27	3.00
				児童虐待防止対策の充実	21	B	3.38	3.03
		6	社会保障の推進	社会保障制度の円滑な運用	22	B	3.14	3.02



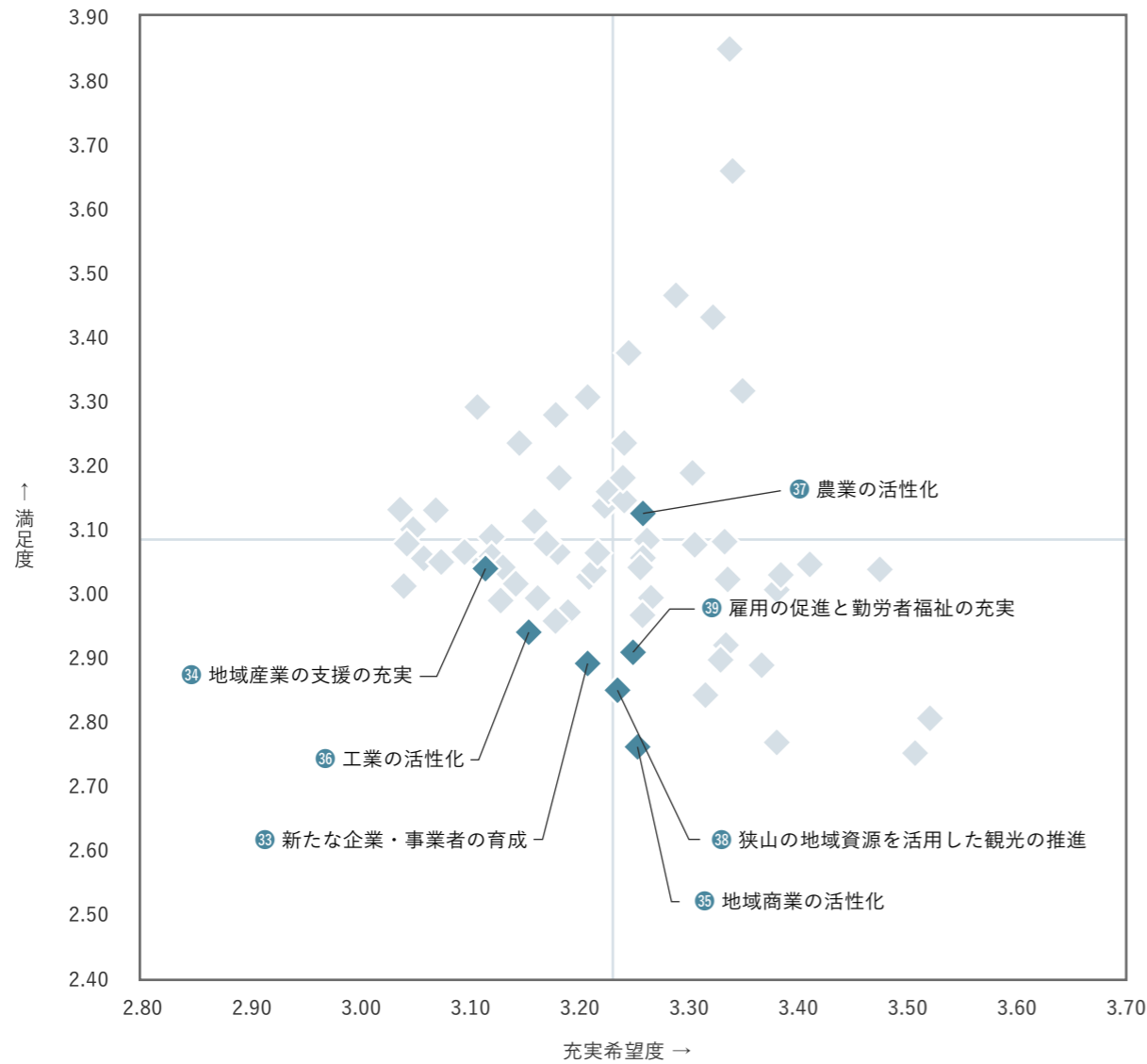
## 第3章 都市基盤

章	章名	節番号	節名	項目	施策		市民意識調査	
					番号	成果目標の達成状況	充実希望度	満足度
3	都市基盤	1	地域の拠点を核としたまちづくりの推進	都市機能の向上	23	C	3.33	2.92
				道路ネットワークの構築	24	C	3.33	2.90
				公共交通の充実	25	A	3.52	2.81
				計画的な土地利用転換	26	C	3.32	2.84
		2	安全で快適なまちづくりの推進	住みよいまちづくりの推進	27	B	3.38	2.77
				安全で快適な道路環境の保全	28	C	3.51	2.76
				雨水対策の推進	29	C	3.30	3.19
				公園整備・都市緑化の推進	30	C	3.14	3.23
		3	水道・下水道の整備	水道水の安定供給	31	C	3.34	3.85
				公共下水道の整備	32	A	3.34	3.66



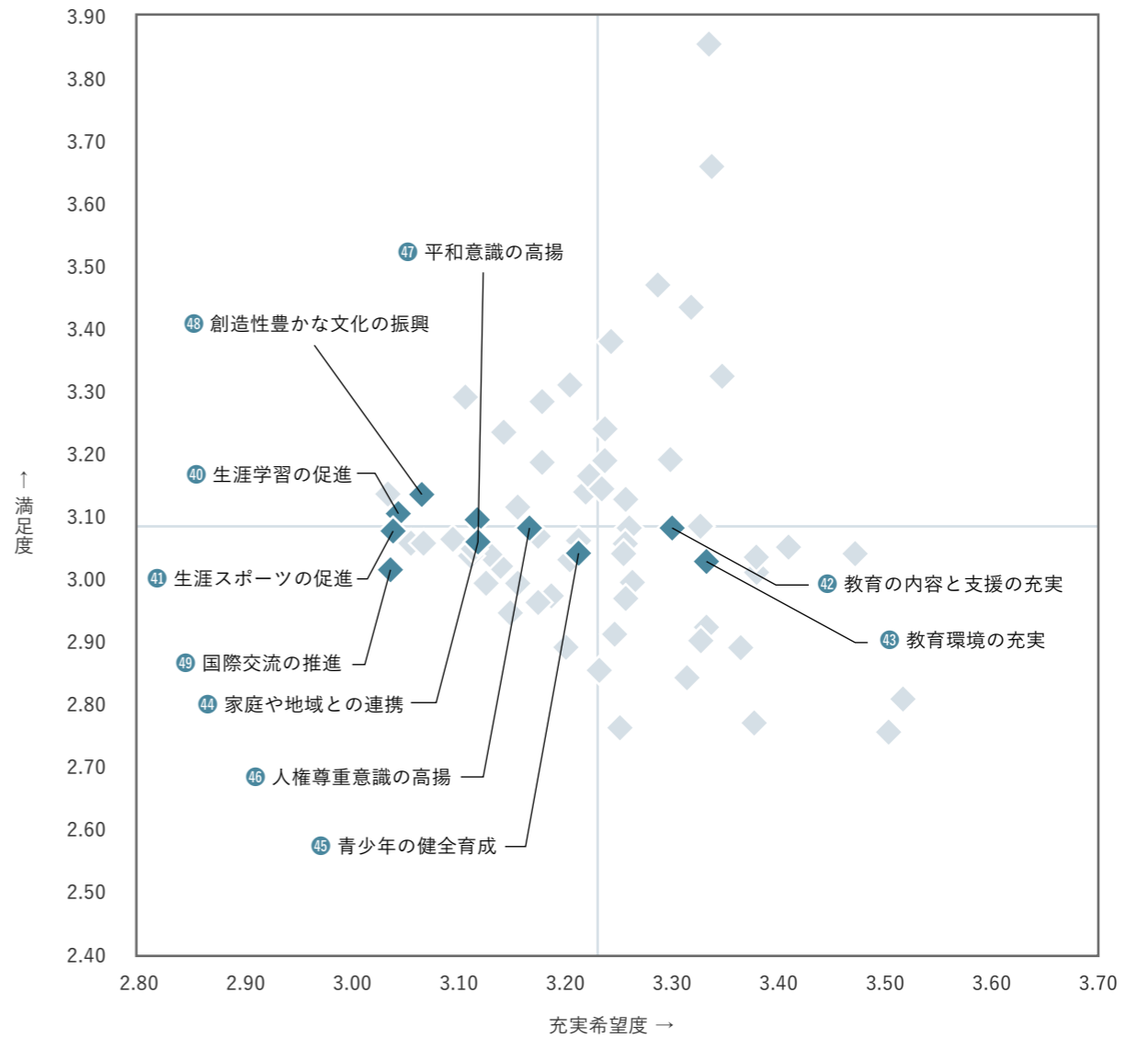
### 第4章 産業経済

章	章名	節番号	節名	項目	施策		市民意識調査	
					番号	成果目標の達成状況	充実希望度	満足度
4	産業経済	1	総合的な産業振興の推進	新たな企業・事業者の育成	33	B	3.21	2.89
				地域産業の支援の充実	34	B	3.11	3.04
		2	地域産業の振興	地域商業の活性化	35	A	3.25	2.76
				工業の活性化	36	B	3.15	2.94
				農業の活性化	37	B	3.26	3.13
				狭山の地域資源を活用した観光の推進	38	C	3.24	2.85
		3	雇用と労働環境の充実	雇用の促進と勤労者福祉の充実	39	C	3.25	2.91



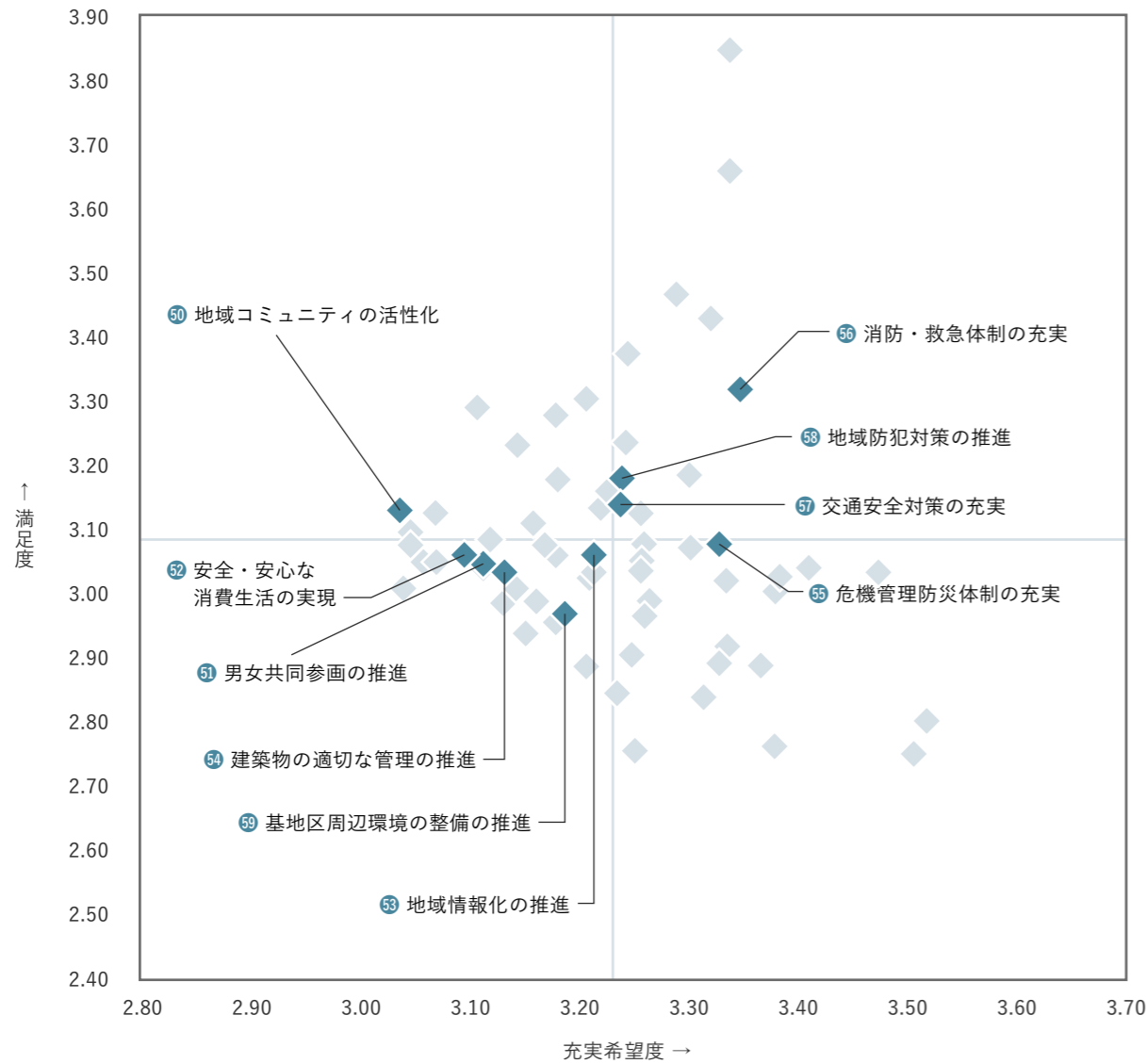
### 第5章 教育文化

章	章名	節番号	節名	項目	施策		市民意識調査	
					番号	成果目標の達成状況	充実希望度	満足度
5	教育文化	1	生涯学習の促進	生涯学習の促進	40	B	3.05	3.10
				生涯スポーツの促進	41	C	3.04	3.08
		2	学校教育の充実	教育の内容と支援の充実	42	C	3.30	3.08
				教育環境の充実	43	B	3.34	3.03
				家庭や地域との連携	44	C	3.12	3.06
		3	青少年の健全育成	青少年の健全育成	45	A	3.21	3.04
		4	人権と平和の尊重	人権尊重意識の高揚	46	C	3.17	3.08
				平和意識の高揚	47	C	3.12	3.09
		5	市民文化の振興と国際化への対応	創造性豊かな文化の振興	48	B	3.07	3.13
				国際交流の推進	49	C	3.04	3.01



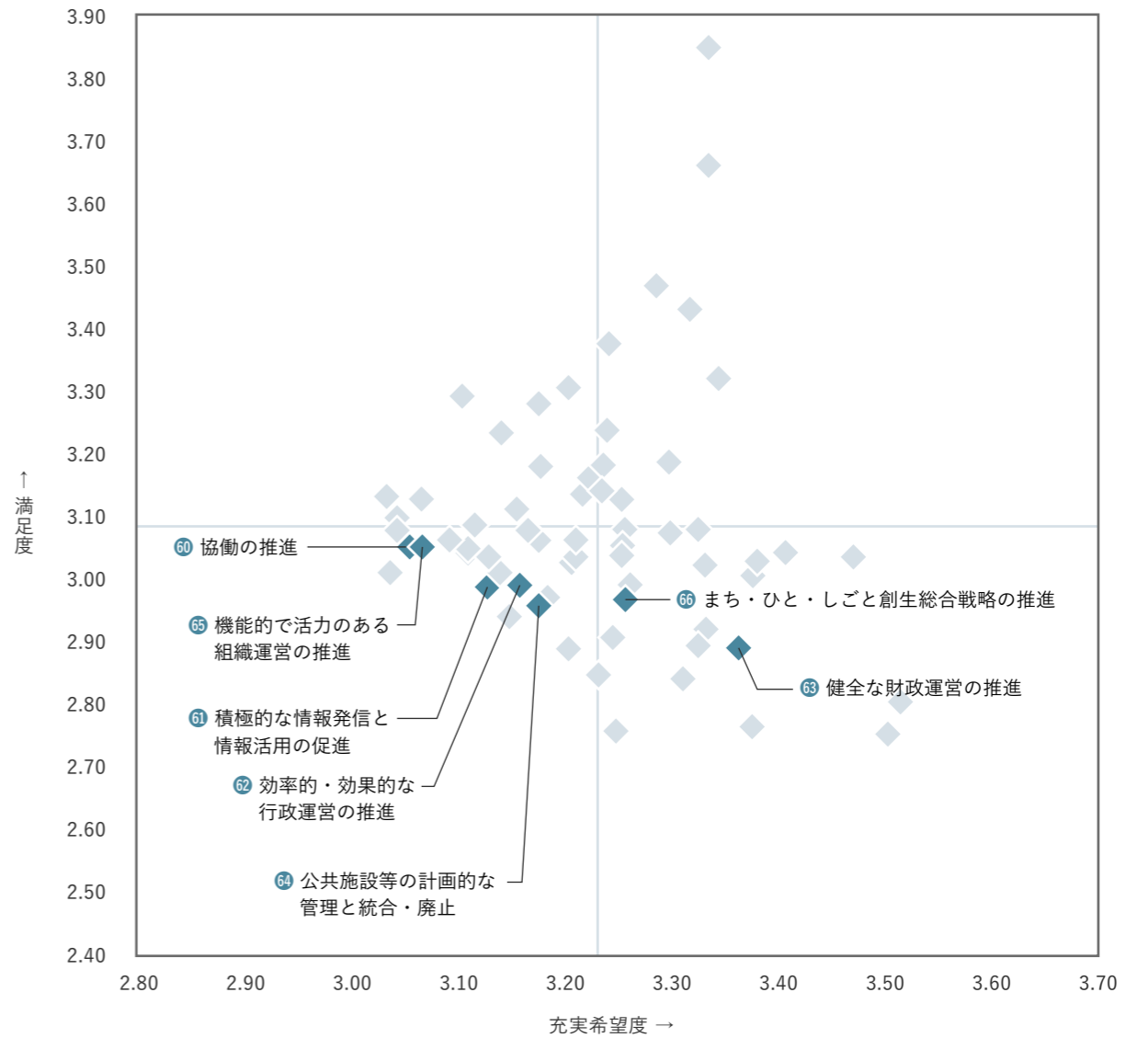
### 第6章 市民生活

章	章名	節番号	節名	項目	施策		市民意識調査	
					番号	成果目標の達成状況	充実希望度	満足度
6	市民生活	1	自立した地域社会の実現	地域コミュニティの活性化	50	C	3.04	3.13
				男女共同参画の推進	51	B	3.11	3.05
				安全・安心な消費生活の実現	52	C	3.10	3.06
		2	情報化の推進	地域情報化の推進	53	B	3.21	3.06
				建築物の適切な管理の推進	54	B	3.13	3.04
		4	防災・消防体制の充実	危機管理防災体制の充実	55	C	3.33	3.08
				消防・救急体制の充実	56	C	3.35	3.32
		5	交通安全・防犯対策の充実	交通安全対策の充実	57	B	3.24	3.14
				地域防犯対策の推進	58	B	3.24	3.18
		6	基地対策の充実	基地周辺環境の整備の推進	59	C	3.19	2.97



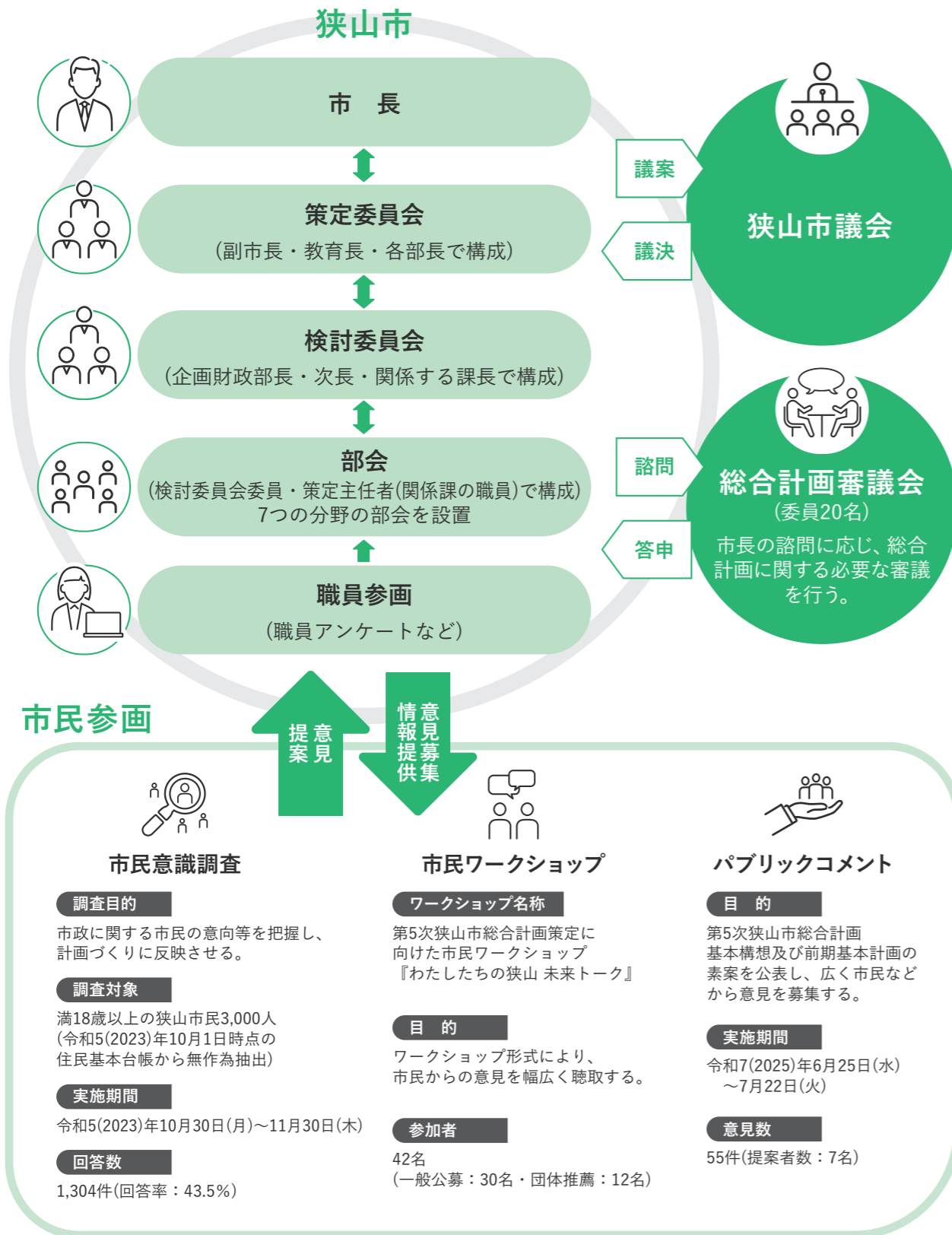
### 第7章 計画推進

章	章名	節番号	節名	項目	施策		市民意識調査	
					番号	成果目標の達成状況	充実希望度	満足度
7	計画推進	1	協働によるまちづくりの推進	協働の推進	60	C	3.06	3.06
				積極的な情報発信と情報活用の促進	61	B	3.13	2.99
		2	健全な行財政運営の推進	効率的・効果的な行政運営の推進	62	B	3.16	3.00
				健全な財政運営の推進	63	A	3.37	2.89
				公共施設等の計画的な管理と統合・廃止	64	C	3.18	2.96
		3	まち・ひと・しごと創生の推進	機能的で活力のある組織運営の推進	65	B	3.07	3.05
				まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進	66	A	3.26	2.97



# 第5次狭山市総合計画策定の流れ

## 1. 策定体制



## 2. 策定経緯

令和5(2023)年	
5月	策定委員会(策定方針案について)
7月	策定方針を決定 総合計画審議会(策定方針)
10月	市民意識調査を実施(11月まで)
12月	職員アンケートを実施

令和6(2024)年	
2月	総合計画審議会(総合計画の策定について)
5月	策定委員会(検討委員会及び部会の設置について)
6月	検討委員会(検討の方向性について) 第1回市民ワークショップ ▶ 検討テーマ ・ 狭山市の「お宝」とは？
7月	検討委員会(基本構想の検討) 第2回市民ワークショップ ▶ 検討テーマ ・ 分野別の「理想の姿」とは？ ・ 実現に向け私たちができることは？ 第3回市民ワークショップ ▶ 検討テーマ ・ 緑と健康で豊かな文化都市とは？～まち全体の「理想の姿」～
8月	検討委員会(基本構想・前期基本計画の検討)3回開催 策定委員会(基本構想の検討) 第4回市民ワークショップ ▶ 検討テーマ ・ 検討結果の振り返り ・ 手に取りたくなる総合計画とは？ 検討委員会部会(前期基本計画の検討)令和6(2024)年8月から令和7(2025)年1月まで7部会合同で1回、部会ごとに5回開催
9月	検討委員会(基本構想の検討) 策定委員会(基本構想の検討)
10月	策定委員会(基本構想の検討) 総合計画審議会(基本構想)
11月	検討委員会(前期基本計画・重点テーマの検討)

令和7(2025)年	
1月	検討委員会(序論の検討)
2月	検討委員会(前期基本計画の検討)2回開催 策定委員会(総合計画の構成・序論の検討)
3月	検討委員会(前期基本計画の検討) 策定委員会(序論の検討)
4月	策定委員会(基本構想・前期基本計画の検討)
5月	策定委員会(基本構想・前期基本計画・重点テーマの検討)2回開催
6月	策定委員会(基本構想・前期基本計画の検討、パブリックコメントの実施について)2回開催 パブリックコメント(7月まで)
7月	総合計画審議会(策定状況) 市議会常任委員会協議会(総務経済委員会、文教厚生委員会、建設環境委員会で各1回開催)
8月	策定委員会(基本構想・前期基本計画の検討)
10月	総合計画審議会へ諮問 総合計画審議会(答申案について) 総合計画審議会からの答申
11月	基本構想の議案を市議会へ提出
12月	基本構想を議決

令和8(2026)年	
2月	前期基本計画を決定

各種方針や調査結果はこちらからご覧いただけます。

狭山市公式ホームページ第5次狭山市総合計画  
<https://www.city.sayama.saitama.jp/shisei/shisaku/sougoukeikaku/5shinko/index.html>



## 第5次狭山市総合計画基本構想及び前期基本計画についての諮問と答申

狭企発第48号  
令和7年10月2日

狭山市総合計画審議会  
会長 野村 和 様

狭山市長 小谷野 剛

### 第5次狭山市総合計画基本構想及び前期基本計画について(諮問)

第5次狭山市総合計画基本構想及び前期基本計画について、別添のとおり案を策定したので、狭山市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和7年10月30日

狭山市長 小谷野 剛 様

狭山市総合計画審議会  
会長 野村 和

### 第5次狭山市総合計画基本構想及び前期基本計画について(答申)

令和7年10月2日付け狭企発第48号により諮問のあった、第5次狭山市総合計画基本構想及び前期基本計画の案について、将来像の実現に向けた市の最上位計画であることを踏まえ、各分野の専門的知見に基づき、多角的かつ慎重な審議を重ねた結果、別紙のとおり答申いたします。

### 《別紙》

### 答 申

#### 1 計画の評価

今回諮問のあった、令和8年度を初年度とする「第5次狭山市総合計画基本構想(案)及び前期基本計画(案)」は、我が国が本格的な人口減少時代の到来や少子高齢化の進行等の様々な課題に直面するなかにあっても、元気な狭山市を次世代につなげていくことを目的とし、目指す将来像、その実現に向けたまちづくりの基本理念と基本方針、それらに基づいて実施する施策とその内容を体系的に整理したものになっている。

基本構想(案)では、第2次狭山市総合振興計画以降掲げている将来像「緑と健康で豊かな文化都市」を継承しながら、引き続き、環境共生、健康福祉、都市基盤、産業経済、教育文化、市民生活の各分野において進めるまちづくりの方向性を基本理念及び基本方針として示しており、これらの内容は市民や団体、事業者等と行政が協働して持続可能なまちづくりに取り組む目標及び指針として相応しいものであり、第5次狭山市総合計画基本構想として適切なものであると考える。

前期基本計画(案)では、基本構想(案)に掲げられた各分野におけるまちづくりの基本理念と基本方針に基づき、今後5年間において市が取り組んでいく施策を示すとともに、「若い世代を伸ばそう」、「まちと産業の進化を目指そう」、「人生100年時代を支える健康と安全を守ろう」、「みんなの力で未来につなごう」の4つを、分野横断的かつ本市に関わる全ての主体と一緒に取り組んでいくテーマとして掲げたことは、協働によるまちづくりを進める本市にとって相応しいものであり、積極的に推進すべき計画であると認められる。

なお、審議会の主な意見等は、次のとおりである。

#### (1)計画全体について

- 本市の最上位計画であることを鑑み、市民にも身近な計画とすることを旨とし、策定にあたっては幅広い世代が参加した市民ワークショップの意見を取り入れながら、行政用語や専門的な表現を可能な限り用いず、誰もが理解しやすいシンプルな記載とする等、「読みやすさ」「分かりやすさ」に配慮した計画となっている。このコンセプトを実効的なものにするためには、市民に計画を手にとってもらい、実際に読んでもらうことが不可欠であり、そのために広報紙による周知や概要版の配布等、計画への興味や関心を高める工夫が重要である。
- 各施策に関連する具体的な取組を示す個別計画が策定されている現状を勘案し、総合計画ではまちづくりの方向性とそれに基づく施策の概要を示すことで両者の役割を明確にしておき、社会情勢が常に変化し続けるなかにあっても柔軟に対応する計画としての工夫がなされている。計画の運用にあたっては、この柔軟性を十分に活かしながら、的確かつ着実に施策を実施していくことが必要である。

#### (2)基本構想について

- 将来像である「緑と健康で豊かな文化都市」については、前述の市民ワークショップにおいて、「緑」「健康」「豊か」「文化」のそれぞれの言葉から受け取るイメージは時代によって変わるものの、理想の姿を表すフレーズとして共感を得られていることから、今後も本市に関わる全ての人たちと共有し、継承していく姿であると考えられる。
- 平成27年度に策定された「狭山市人口ビジョン」における推計よりも人口減少のスピードが抑制されていることは、前計画である第4次狭山市総合計画の推進による成果が表れているものであり、引き続き、第5次狭山市総合計画において14万人台の人口の維持を目指すことは妥当であると考えられるが、今後も人口減少傾向は続くことから、常に持続可能性を念頭に置いてまちづくりを進めていくことが必要である。

#### (3)前期基本計画について

- 施策の目指す姿を冒頭に掲げ、目指す姿の達成度を測る成果指標、施策を取り巻く現状と課題、課題を解決するための主なとりくみ、そして、主なとりくみの内容を具体的に定めた個別計画を示すことで、施策推進のロードマップを明確化するとともに、前期基本計画と各個別計画の連動性の明確化への工夫がなされている。ホームページ等での計画の公開にあたっては、関連する個別計画とデータを連携させるなど、さらに分かりやすく連動性を確認できる仕組みづくりが必要である。
- 重点テーマについては、次世代に視点を置きながら、喫緊の課題への対応に加え、将来を見据えた中長期的な課題にも取り組む姿勢を明確にし、さらに、行政のみならず、本市に関わる全ての主体がこれらの課題に共に取り組んでいくことを明確にしておき、狭山市が一丸となって明るい希望が持てる未来へと進んでいく上で、賛同できるものである。
- 「協働によるまちづくり」、「健全な行財政運営」、「積極的なデジタル技術の活用」について、施策を支える柱として位置づけたことで、全ての施策を推進するにあたって常に持つべき視点としての意義がより明確になっており、施策の効果を高めるものとして期待する。

#### 2 施策の推進にあたっての留意事項

今後、施策の推進にあたっては、次の点に留意するよう求める。

- 市民生活や事業活動などあらゆる分野において持続可能性が求められているなかで、行政においても、現行の体制や枠組みの維持だけに捉われず、従来および将来の事業実施による効果の維持・向上を重視した持続可能性の観点から各施策の推進を図られたい。
- 本市の将来を担い、本市発展の原動力となる若い世代が、まちづくりに関心を持ち、自分たちのまちとしての意識と愛着を育めるよう、各施策の推進にあたっては、若い世代の参画機会の一層の充実を図られたい。
- まちづくりにおいては、行政職員自身も組織の枠組みに捉われることなく、これまで以上に地域活動に積極的に参画し、地域への理解と市民との相互理解を深め、地域に対する愛着や郷土愛の一層の醸成を図られたい。
- まちづくりにおける協働は不可欠なものではあるが、「協働」という言葉は概念が広く、市民等にとって具体的に何を意味するのか分かりにくい側面もあることから、行政が取り組んでいる事業の積極的な情報発信・情報共有を図られたい。
- デジタル技術の活用にあたっては、利用が困難な層への支援を一層推進するとともに、誰もがデジタルの恩恵を享受できるよう努められたい。

## 財政予測

第5次狭山市総合計画前期基本計画財政予測については、次のとおりです。

## 【歳入】

(単位：百万円)

項目	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
市 税	23,284	23,085	23,292	23,502	23,477
国・県支出金	14,359	14,016	13,727	14,661	14,777
繰入金	2,488	1,564	1,403	1,704	1,221
市 債	2,043	812	730	2,632	2,638
その他	13,457	13,447	13,540	13,615	13,704
合 計	55,631	52,924	52,692	56,114	55,817

## 【歳出】

(単位：百万円)

項目	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
人件費	10,175	10,175	10,175	10,175	10,175
扶助費	15,678	15,195	15,146	15,097	15,048
公債費	3,613	3,402	3,346	3,261	3,144
投資的経費	3,438	2,363	1,910	5,200	5,194
その他	22,727	21,789	22,115	22,381	22,256
合 計	55,631	52,924	52,692	56,114	55,817

※令和9(2027)年度以降の財政予測については、毎年度の実施計画の策定において、翌年度以降3か年分の見直しを行います。

## 資料

## あいサポート運動 P100

障害者の特性や困っていることを理解し、少しの手助けや配慮を実践することにより、障害者が暮らしやすい共生社会をともに作っていく活動のこと。

## アダプトプログラム P36

市民や事業者が行政と役割分担を定め、一定区間の公共の場所における美化活動を継続的に進める制度のこと。

## 基幹型保育所 P72

地域の子育て支援施設との複合化を見据えて、相談機能の充実や地域連携の強化を図り、保育と子育て支援機能を合わせ持つ保育所のこと。

## 機能別団員制度 P220

全ての消防団活動に参加できない人が、市町村で定めている特定の活動・役割に従事する制度のこと。

## 埼玉県西部地域まちづくり協議会 P32

埼玉県の西部地域にある所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市の5市で構成し、圏域の特性を生かしたまちづくりに取り組む協議会のこと。

## 埼玉県よろず支援拠点 P149

経済産業省・中小企業庁が、全国に設置している経営に関する無料相談所のこと。

## 狭山市ふれあい緑地 P44

市街地に残された貴重な緑地を保全するため、所有者から借り上げ、市民の憩いの場として開放している緑地のこと。

## 自主防災組織 P216

災害が発生した際に、初期消火や避難誘導などの活動を自主的に行う地域住民組織のこと。

## 指定管理者制度 P72

地方公共団体に代わり、事業者などが専門知識や技術を活かして公の施設の管理運営をすることができる制度のこと。

## スクールガードリーダー P188

教育委員会から委嘱され、学校の防犯体制及び学校安全ボランティアの活動に対して指導を行う警察OBなどの専門家のこと。

## 生活支援コーディネーター P88

生活支援・介護予防サービスの充実に向け、生活支援の担い手の養成・発掘などの資源開発やそのネットワーク化などを行う者のこと。

## 総合型地域スポーツクラブ P173

こどもから高齢者まで、様々なスポーツ愛好者が、それぞれの志向・レベルに合わせて参加することができ、地域住民が主体的に運営する地域密着型スポーツクラブのこと。

## ゾーン30 P224

生活道路において、時速30キロの速度規制と必要な安全対策を組み合わせ、自動車走行速度や通り抜けを抑制する交通安全対策のこと。

## 地域学校協働活動 P169

地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校がパートナーとして協働して行う様々な活動のこと。

## 地域計画 P159

地域の農業者などの話し合いに基づいて作成した、地域農業の将来の在り方をまとめた「地域計画」と、農地ごとに将来の利用者を明確化した「目標地図」のこと。

## 地域制緑地 P42

特別緑地保全地区や緑地保全地区など、法令などに基づき保全するために指定した緑地のこと。

## 地域包括ケアシステム P88

高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、介護や医療、住まいなどを包括的に確保する体制のこと。

## 地域防犯ネットワーク(アポック) P188

自治会や学校、PTA、子ども110番の家、交番などが連携し、犯罪に対する情報を共有するとともに、地域における自主的な防犯活動を行う組織のこと。

## 通級指導教室 P176

特別な教育的支援が必要な児童生徒が、週に1～2日、特別な教育課程のもと個に応じた適切な学習をする教室のこと。

## 集いの場・通いの場 P51

地域住民が運営するサロンやこども食堂など、住民同士の交流や支え合いを促進する場所のこと。

## 特別緑地保全地区 P44

都市において良好な自然的環境を形成している緑地を保全するため、地方公共団体が都市計画に定める区域のこと。

## 認知症初期集中支援チーム P89

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられるように、本人と家族に早期に関わり自立生活支援を行うチームのこと。

## 認知症地域支援推進員 P88

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、医療や介護などの関係機関間の連携を推進し、生活支援などを行う専門員のこと。

## 認定農業者 P160

農業経営の改善を進めようとする計画の認定を市町村から受けた農業者のこと。

## ふるさとの緑の景観地 P44

武蔵野の面影を残す雑木林など、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づいて指定されている樹林地のこと。

## 保育コンシェルジュ P73

保育を希望する保護者の相談に応じ、家庭の事情や希望に合った保育サービスの情報提供を行う専門相談員のこと。

## 緑のトラスト保全第9号地 P44

埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を県民の財産として保存していく「さいたま緑のトラスト運動」に基づき、その9号地に選ばれた樹林地のこと。

## 有収率 P135

水道の場合は、配水量と水道料金収入の対象となった水量の比率のこと。下水道の場合は、処理汚水量と下水道使用料収入の対象となった汚水量との比率のこと。

## わくわく支援員 P176

より行き届いた教育と多様な児童の行動に対応するため、児童の学習支援や教員の授業補助などを行う職員のこと。

## ESD P176

Education for Sustainable Development(持続可能な開発のための教育)の略で、社会問題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、問題解決につながる新たな価値観や行動を生み出し持続可能な社会を実現していくことを目指す学習や教育活動のこと。

第5次狭山市総合計画 基本構想・前期基本計画

---

発行日 令和8(2026)年3月

発行者 埼玉県狭山市

〒350-1380 埼玉県狭山市1丁目23番5号

電話：04-2953-1111(代表)

市公式ホームページ：<https://www.city.sayama.saitama.jp/>

編集者 狭山市企画財政部企画課

---

